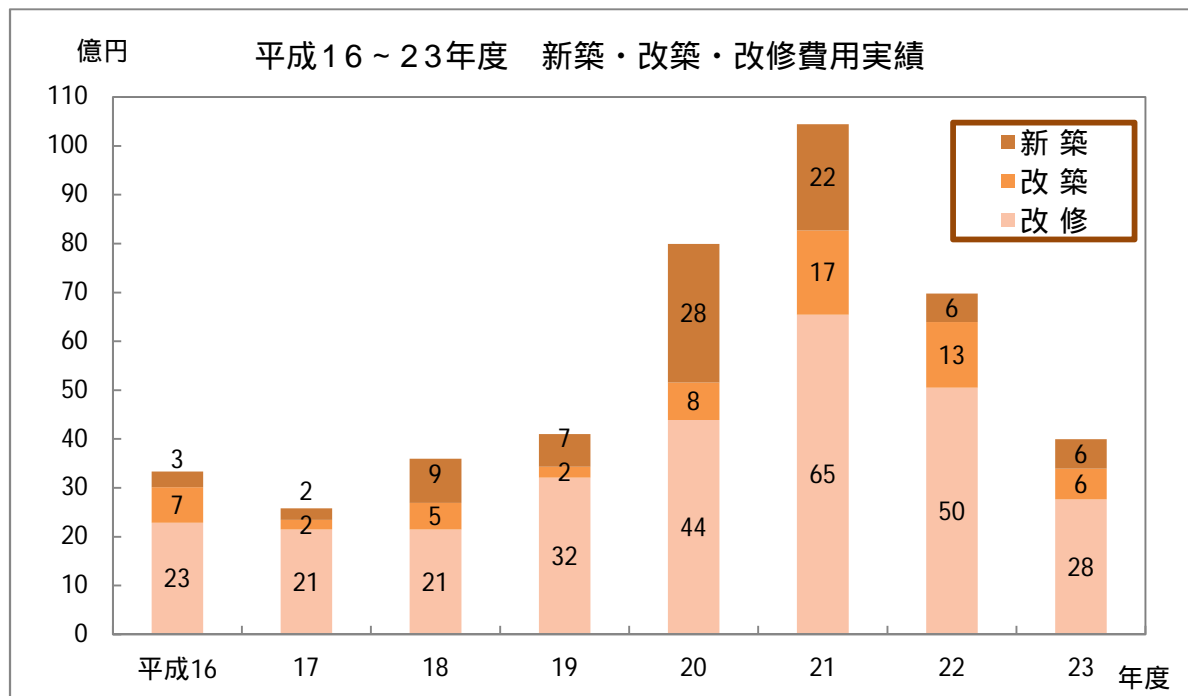


3 平成 16 年版施設白書作成後の取組

3.1 近年の施設整備

平成 16 年度から 23 年度までの最近 8 年間で、大きな施設の改修・改築や新築などにかかった費用は、平均すると年間約 54 億円でした。そのうち、施設の改修費用には毎年約 36 億円がかかっています。



【平成 16 ~ 23 年度における主な新築施設】

工事実施年度	施設名
14-16	豊玉高齢者センター
16	障害者地域活動支援センター
17-18	東大泉第三保育園
18	大泉学園駅北第三自転車駐車場
18-20	中村南スポーツ交流センター
19-20	南田中図書館
20-21	石神井公園ふるさと文化館
21	大泉子ども家庭支援センター
21-22	練馬区資源循環センター
23-24	しらゆり荘

3.2 区立施設改修改築計画

(1) 第一期区立施設改修改築計画

平成 16 年度に作成した施設白書において、600 を超える区立施設の将来的な改修改築費用の推計を行い、既存施設の改修・改築という区財政にとって大きな負担となる課題を明らかにしました。

この施設白書でお示した課題に対処すべく、平成 18 年 1 月に、区立施設の計画的な維持保全および改修改築を行い、建物の機能や設備を良好な状態に保つことにより、建物の耐久性を確保することを目的とした区立施設改修改築計画(平成 18～22 年度)を策定しました。この計画では、建築物の耐用年数を原則 60 年とし、15 年・30 年・45 年の改修周期に工事をを行い、施設の長寿命化を図ることとする改修改築方針を定め、計画期間中に改修・改築を行う予定の施設数と費用を明らかにしました。

(2) 第二期区立施設改修改築計画

平成 22 年 3 月には、財源の有効活用と費用負担の平準化という基本的な考え方を踏襲したうえで、練馬区耐震改修促進計画(平成 19 年 3 月)の内容を反映し、耐震補強が必要な施設の改修改築に優先して取り組むこととする第二期区立施設改修改築計画(平成 22～26 年度)を策定しました。なお、平成 23 年度に、長期計画後期実施計画の策定に合わせ、第二期区立施設改修改築計画(平成 22～26 年度)における後期計画(平成 24～26 年度)の見直しを行いました。

第二期区立施設改修改築計画では、厳しい財政状況を踏まえ、区立小中学校の耐震化に向けた改築をはじめ、耐震化整備予定施設等を優先することとしました。一方、定期改修については、全体的に調整し、設備劣化等に個別に対応し、必要な施設機能を維持していくこととしました。

また、施設の劣化点検や法定点検の実施、施設管理マニュアルの整備等を行うことにより、施設の状況や機能を良好に保つよう取り組んできました。

(3) 取組結果

耐震化整備を最優先として進めてきた結果、平成 24 年 4 月現在、区立小中学校の耐震化率は 97.2%(27 年度までにすべて着手予定)、その他区立施設の耐震化率は 91.66%(27 年度までにすべて完了予定)となっています。

一方、改修周期による改修は、時期を先送りせざるを得なかったものが増えてきています。平成 26 年度までに改修周期を迎える施設で改修を計画化していない施設は約 70 件ののぼります。

【耐震化の状況】

	平成 19 年 3 月現在	平成 24 年 4 月現在
区立小中学校	54.7%	97.2%
区立小中学校以外の区立施設	73.1%	91.66%

【第一期・第二期区立施設改修改築計画の計画施設数と実績(平成 18～26 年度)】

工事種別	施設区分	計画施設数	実施(予定)施設数
改修	区民施設	90	50
	学校施設	77	147
	計	167	197
改築	区民施設	8	6
	学校施設	10	8
	計	18	14
総計		185	211

平成 18～24 年度までに工事着手した施設数および平成 25・26 年度に工事着手予定の施設数を記載しています。

学校施設については、校舎と体育館を別に数えています。

区は、小中学校の校舎・体育館の耐震化をより一層進めるため、平成 18 年 6 月に「練馬区公立学校等施設整備計画(平成 18～20 年度)」を策定し、実施してきました。

3.3 施設の適正配置・再編等の推進

平成 16 年度に作成した施設白書において、明らかになった課題を踏まえ、平成 17 年 4 月に、区が施設の適正配置や再編を計画的に進めていくための基本的な考え方をまとめた「施設の適正配置・再編方針」を策定しました。

この方針に基づき、「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画（平成 18 年 1 月）」、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成 17 年 4 月）」、「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画（平成 20 年 10 月）」などを策定しました。

（1）出張所の機能別再編

「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画（平成 18 年 1 月）」に基づき、17 か所の出張所を平成 20 年 1 月から 4 か所の区民事務所と 13 か所の出張所に機能別に再編を行いました。

この見直しにより、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付など多くのサービスは引き続き 13 か所の出張所で取り扱うとともに、届出事務を 4 か所の区民事務所に集約することで、行政のスリム化を図りました。

また、区民事務所では、平日午後 7 時までと毎月第三土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで、窓口受付時間の拡大を行いました。

さらには、全区民事務所・全出張所に自動交付機を設置し、窓口受付時間外にも証明書の交付を可能とするなど、事務の効率化を進めながら、サービス向上を図りました。

現在、機能別再編後の状況を検証し、区民事務所・出張所のあり方について、見直しを進めています。

（2）区立学校の適正配置

光が丘地区の小学校 8 校を 4 校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を平成 20 年 2 月に策定し、平成 22 年 4 月、統合新校を開校しました。これにより、区立小学校は 69 校から 65 校となりました。

また、4 つの小学校跡施設は、現出することが稀なまとまった規模を有する施設であり、区の発展に資する貴重な資産であることから、計画的かつすみやかに有効活用するため、「学校跡施設活用基本計画」を平成 22 年 1 月に策定し、本計画に基づき、有効活用を進めています。

【学校跡施設の活用計画】

施設名	活用用途	活用時期
旧光が丘 第二小学校	(仮称) 学校教育支援センター 教職員の研修・研究の場、教育相談を行う場	平成 26 年 4 月 開設予定
	ねりま防災カレッジ 防災活動の人材育成を行う場	
	練馬介護人材育成・研修センター 福祉の向上に寄与する人材育成、研修を行う場	
	地域交流コーナー 地域の方々が気軽に交流する場	
旧光が丘 第三小学校	民間事業者へ貸付(平成 24 年 4 月から 10 年間) アオバジャパンインターナショナルスクール光が丘キャンパス	平成 24 年 10 月開設
旧光が丘 第五小学校	こども発達支援センター 発達に心配のある児童の発達相談や通所訓練を行う場	平成 25 年 1 月 開設
	文化交流ひろば 音楽・演劇の練習の場、外国人等の日本語学習や情報提供の場	平成 25 年 4 月 開設予定
	地域交流コーナー 地域の方々が気軽に交流する場	
旧光が丘 第七小学校	練馬光が丘病院建替時の関連用地	—

(3) 区立幼稚園の適正配置

「区立幼稚園適正配置実施計画」を平成 24 年 3 月に策定し、本計画に基づき、平成 26 年 3 月末をもって、光が丘あかね幼稚園および光が丘わかば幼稚園を廃園します。これにより、区立幼稚園は 5 園から 3 園となります。

なお、幼稚園跡施設については、平成 24 年 9 月に策定した「幼稚園跡施設の活用に関する基本方針」に基づき、活用に向けた検討を行っています。

(4) 地域集会施設の機能統一化

「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画（平成 20 年 10 月）」に基づき、平成 21 年 4 月に地区区民館・地域集会所・区民館の 3 施設の機能統一化を実施しました。

この見直しにより、出張所の機能別再編にあわせ「区民館」を「地域集会所」に位置づけるとともに、3 施設でそれぞれ異なる利用方法等の変更・統一化を行いました。

(5) 施設の統合・廃止

土木出張所の統合

平成 23 年 4 月に、土木出張所の効率的な組織体制を確立するとともに、現場に即した迅速な処理体制の強化を図るため、4 所の土木出張所を東西 2 所に統合し、土木出張所の事業整理および再編成を行いました。

廃止した第四土木出張所の跡地には、保育所待機児童の解消に向け、民間保育事業者を公募し、民設民営の私立認可保育所を整備することとしており、平成 25 年 4 月に開設する予定です。

南大泉教職員寮の廃止

平成 22 年 9 月に廃止した南大泉教職員寮跡地には、保育所待機児童の解消に向け、民間保育事業者を公募し、民設民営の私立認可保育所を整備することとし、平成 24 年 4 月に開設しました。

また、子どもの発達段階に応じた読書環境の提供と充実を図るため、就学前の幼児・児童を主な対象とする「南大泉図書館分室」を平成 25 年 4 月に開設する予定です。

学校給食総合調理場の廃止

きめ細かな給食と食に関する指導の充実を図るため、全校自校調理化を目指し、平成 22 年 3 月に学校給食第一総合調理場を、平成 23 年 3 月に学校給食第二総合調理場を廃止しました。

学校給食第一総合調理場の跡地には、特別養護老人ホームの整備を促進し、入所待機者の解消を図るため、民間事業者が区有地を無償で貸し付け、特別養護老人ホームを運営する事業者の公募および選定を行いました。平成 25 年度に民設特別養護老人ホームを開設する予定です。

また、学校給食第二総合調理場の跡地については、近隣の公共施設の再整備との関連なども十分に考慮したうえで、有効に活用できるよう検討を進めていきます。

3.4 区立施設の委託化・民営化

区では、「新行政改革プラン（平成16～18年度）」を平成15年12月に策定し、委託化などの民間活力の積極的な活用、指定管理者制度の活用、区立施設の民営化の検討を課題としました。

そこで区は、新行政改革プランに掲げる課題に対応するため、平成16年3月に「委託化・民営化方針」を定め、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区立施設の管理運営を含め区が行っている事務事業の委託化または民営化を積極的に推進することとしました。

「委託化・民営化方針」を受け、平成16年度からの2次にわたる「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、平成22年度までに体育館や保育園をはじめ15年度実施分も含め、計236施設を委託化（業務委託の拡大や、業務委託から指定管理者への移行などを含みます。）しました。

これにより、区立施設の開館日や開館時間の拡大、保育園における延長保育の拡充などのサービス向上を図るとともに、区民の方々への就労の場の提供を実現してきました。また、委託化に伴う区の職員人件費の削減などで得た約38億円の財政効果については、新たな行政需要への対応に振り向けることができました。

引き続き、民間活動と行政との協働や地域の活性化を推進するため、平成23年度以降においても「委託化・民営化方針」に基づき、72の既存区立施設の委託化・民営化などを「行政改革推進プラン（計画期間：平成23年度～平成26年度）」に掲げ、積極的に取組を進めています。

【区立施設の委託化による効果】

計画名 効果	区立施設委託化 ・民営化実施計画 (平成16～18年度)	第二次区立施設委託化 ・民営化実施計画 (平成19～22年度)	計
委託施設数	162施設()	74施設	236施設
累積財政 効果額	約18億円()	約20億円	約38億円
対象施設の区民 雇用	平成22年4月現在		約1,900人

() 平成15年度実施分を含みます。

【平成23年度以降に委託化・民営化する既存の区立施設数】行政改革推進プラン（平成23～26年度）

種別	委託の拡大		民営化	合計
	指定管理者	業務委託		
施設数	29	35	8	72

3.5 区立施設で判明した建築基準法上の問題と今後の取組

区では、平成23年度に実施した練馬区立施設建築安全調査において、計画通知（建築確認）の不存在や検査済証の未取得、および1年間の使用を前提としている仮設建築物が20年以上も使用されるなど、建築基準法上の手続やその後の扱いについて、不適切な手続等が判明しました。

そこで、区では再発防止に向けた取組を計画的に達成するため、「区立施設建築安全基本方針」を策定し、今後は、法令を順守し、将来にわたり区民の財産である区立施設について、適正な維持保全に努めるとともに、安全かつ快適に利用できる施設整備を目指します。

区立施設建築安全基本方針の全体目標と分野目標

